

# 制度の「持続可能性」のみを担う若年層被保険者

- 介護保険制度の本質と理念が問われるとき -

社会研究部門 阿部 崇  
abe@nli-research.co.jp

## 1. 現状と背景

2006年4月の施行に向け、介護保険制度の見直しが厚生労働省社会保障審議会介護保険部会で進められている。法改正を視野に入れた様々な検討課題の中には「被保険者の範囲拡大」も含まれている。

現行制度では、介護保険制度の被保険者を「第1号被保険者（満65歳以上）」と「第2号被保険者（満40歳以上65歳未満）」に分け、受給要件がそれぞれに設定されている（図表 - 1）。

図表 - 1 介護保険制度の被保険者

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	満65歳以上	満40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給権者	要支援・要介護認定者	老化に起因する疾病による要支援・要介護認定者
保険料負担	市町村が徴収（年金天引・個別納付）	医療保険料と一括徴収
被保険者数	2,393万人	4,265万人
保険料総額	8,063億円	15,384億円
認定者数	332.4万人	12.1万人
受給者数	246.1万人	7.9万人
保険給付額	4.5兆円	0.13兆円

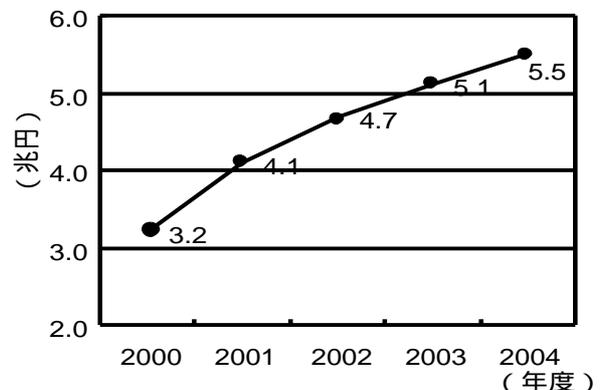
（資料）社会保障審議会介護保険部会資料より作成  
被保険者数、認定者数等の数値は2002年度

第2号被保険者は、人口比に基づき算出された保険料（利用者負担を除く介護給付費総額の32%）を負担するが、認定要件が限定されているため、サービス利用者数や保険給付額は著しく少なく、利用者数は第1号被保険者の3.5%、給付額では2.8%という状況にある。

## 2. 被保険者の範囲拡大の意味

「被保険者の範囲拡大」とは、対象者（受給権者）の拡大であると同時に「保険料負担者の拡大」を意味する。つまり、満20歳以上40歳未満の若年層は、急速に膨らむ介護保険給付費（保険料50%、公費50%で賄われる）の担い手として見込まれているのである（図表 - 2）。

図表 - 2 介護保険給付費の推移



（資料）社会保障審議会介護保険部会資料より作成  
2000～02は実績、03は補正後予算、04は予算案の額

過去5カ年の第2号被保険者への給付実績や受給要件たる「老化に起因する疾病によって要支援・要介護認定を受けること」に関する検討が同時に行われていないことはそれを裏付ける。

では、保険料負担者の拡大は、介護保険の財源構成をどのように変化させるか。給付費に占める保険料負担割合（50%）および人口による年齢別保険料負担の考え方が変更されないと仮定すると下表のようになる（図表 - 3）

図表 - 3 財源構成の変化（2005年人口比）  
現行

国庫負担 (25%)	第1号被保険者 (2,539万人 18%)
都道府県 (12.5%)	第2号被保険者 (4,333万人 32%)
市町村 (12.5%)	
利用者負担（総費用の10%）	



被保険者拡大後

国庫負担 (25%)	第1号被保険者 (2,539万人 12%)
都道府県 (12.5%)	第2号被保険者 40歳以上65歳未満 (4,333万人 21%)
市町村 (12.5%)	20歳以上40歳未満 (3,469万人 17%)
利用者負担（総費用の10%）	

（資料）「日本の将来推計人口（2002年1月推計）」国立社会保障人口問題研究所（当時）より作成

2005年における満20歳以上40歳未満を加えた人口比による第1号被保険者の保険料負担割合は保険給付額の12%になる。しかし、認定者数

および受給者数の自然増に伴う保険給付額の増加、満20歳以上40歳未満を含む第2号被保険者数の暫減傾向に鑑みれば、保険料負担割合は6%縮小しても、保険料実額は早晚、現行水準を上回ることが予測される。

### 3. 理念と持続可能性のバランス

満20歳以上40歳未満の若年層に被保険者の範囲を拡大するには、年金や医療の「制度の持続可能性」のためにも更なる負担を余儀なくされる国民の納得感を得ることを要する。

制度施行時、第2号被保険者の範囲を、40歳以上になれば、初老期痴呆や脳卒中による介護ニーズの発生可能性が高くなること、自らの親も介護を要する状態となる可能性が高くなることを理由とした以上、制度の持続可能性だけではない、より納得感の高い理論構成が必要ではないか。現行の第2号被保険者の要介護認定率が0.3%、介護保険サービス利用率が0.2%に満たないこと、また、障害者に対する支援費制度との統合案が時期早尚との意見もあることからすれば、「保険料を負担するだけ」の被保険者を創出するに止まる可能性が高い。

世代間負担の考え方は、若年層の負担への納得感の上に成り立つものであり、安易な制度的導入は年金制度と同様に世代間感情の乖離や誤解を助長しかねない。むしろ「被保険者の範囲拡大」の検討は、若年層が介護保険を自らの問題として考える契機となるよう進められるべきである。

被保険者の範囲拡大の議論は、社会保険制度の本質（受給要件の見直し等）地域保険たる介護保険制度の理念（保険者市町村による被保険者の範囲拡大の判断等）を踏まえて行われなければならないのではないだろうか。